



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

## 目次

### ○ 公安委員会告示

- 19 指定講習機関の所在地の変更
- 21 警備員指導教育者講習及び機械警備業務管理者講習の実施

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第19号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

平成18年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

名称	特定講習の業務を行う事務所の名称	特定講習の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		新	旧	
東洋興産株式会社	和歌山県紀北自動車学校	和歌山県橋本市高野口町大野250番地	和歌山県伊都郡高野口町大野250番地	平成18.3.1

### 和歌山県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習及び法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成18年3月31日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

#### 1 講習の期間、場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第1号の業務に係る警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習（1号）」という。）	平成18年6月5日（月）から平成18年6月14日（水）までの土曜日及び日曜日を除く8日間（各日とも午前9時から午後5時まで）	和歌山市手平2丁目1番2号和歌山ビッグ愛	30名
法第2条第1項第2号の業務に係る警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習（2号）」という。）	平成18年6月20日（火）から平成18年6月28日（水）までの土曜日及び日曜日を除く7日間（各日とも午前9時から午後5時まで）	同上	同上

機械警備業務管理者講習	平成18年5月12日（金）から平成18年5月17日（水）までの土曜日及び日曜日を除く4日間（各日とも午前9時から午後5時まで）	同上	20名
-------------	---	----	-----

#### 2 講習の対象者

新規取得講習（1号）又は新規取得講習（2号）の受講を希望する者は、警備業務の区分に応じ、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

#### 3 受講を希望する者の手続

##### (1) 事前申出受付

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全企画課の受講受付専用電話（電話番号：(073)423-3344）に電話し、受講希望の申出を行うこと。

なお、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは受付を締め切る。

講習種別	申出期間
新規取得講習 (1号)	平成18年4月5日(水)から平成18年4月7日(金)まで(各日とも午前10時から午後5時までの間)
新規取得講習 (2号)	
機械警備業務管理者講習	

(2) 事前申出受付時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受講希望者1人のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受講希望者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと。(即答できない場合は、受け付けない。)
- エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。この講習に関して不明な点がある場合は、事前に下記7の問い合わせ先へ確認しておくこと。

4 受講申込書等の提出に関する手続

(1) 提出期間等

講習種別	提出期間	提出先
新規取得講習 (1号)	平成18年4月19日(水)から平成18年4月21日(金)まで(各日とも午前9時から午後5時までの間)	和歌山県内の最寄りの警察署(受講申込者自身が提出すること。)
新規取得講習 (2号)		
機械警備業務管理者講習		

(2) 提出方法等

上記3により、事前申出を受付された者は、上記(1)の受講申込書等提出期間内に、次の書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること。(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合は、受講予定者に決定していることを無効とする。(提出期間内に受講申込書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

ア 新規取得講習(1号)又は新規取得講習(2号)の事前申出を受付された者

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(イ) 上記2に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書面

a 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事

していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

c 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

e 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 機械警備業務管理者講習の事前申出を受付された者

機械警備業務管理者講習受講申込書

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル大のもの)をちょう付すること。

(3) 手数料

手数料は、和歌山県証紙にて納付すること。手数料納付後は、いかなる場合も返還しない。

ア 新規取得講習(1号) 47,000円

イ 新規取得講習(2号) 38,000円

ウ 機械警備業務管理者講習 38,000円

5 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。

(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に講習修了証明書を交付する。

6 講習業務の委託

講習は、社団法人和歌山県警備業協会(所在地 和歌山市西汀丁36番地)に委託して実施する。

7 問い合わせ先

和歌山県警察本部生活安全企画課警備業係  
(電話: 073-423-0110 (内線3027))